

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市輸送コスト低廉化事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	農業振興及び地域社会維持のため、農林水産物の移出及びそれらの原材料等の移入に係る海上輸送費に要する経費に対して、補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市地域社会維持推進協議会
補助対象経費	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領に定める品目で佐渡で生産された農水産物の町外出荷及びそれらの原料の入荷に係る海上輸送費
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 佐渡市海上輸送費支援事業補助金交付要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	上限:4/5以内で補助(国3/5、市1/5)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 より広い事業者を対象とすることで、農業振興及び地域社会維持を図ることができる。
補助率等	市単独費は1/5以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	朱鷺と暮らす郷取扱米穀専門店舗数 H28年度→R3年度400店舗 佐渡市における農業産出額 H27年度91.6億円→R3年度100億円 ○目標に対する費用対効果(計算式) 佐渡市における農業産出額 H27年度91.6億円→H33年度100億円 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、公募要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117